

原 発 本 第 1 0 8 号  
平 成 3 0 年 6 月 29 日

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

九州電力株式会社  
原子力発電本  
原子力管理部

玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（ご連絡）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は弊社事業に対し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社の新たな職位設置を踏まえ、防災体制の充実を図るため、「玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の見直しが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（規程）」に基づく軽易な変更扱いとして、平成30年7月1日から次回修正までの期間、添付のとおり読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

敬 具

・添付資料

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

| 現 行   | 読み替え後   | 備 考  |
|---|---|--|
| <p>(2) 副原子力防災管理者の職務</p> <p>副原子力防災管理者（以下「副防災管理者」という。）は、第一所長、第二所長、次長（技術）[1・2号]、次長（技術）[3・4号]、次長（防災）、次長（環境広報）、次長（事務）、次長（保全計画）[1・2号]、次長（保全計画）[3・4号]、次長（土木建築）、安全品質保証第一統括室長及び安全品質保証第一統括室副室長、安全品質保証第二統括室長及び安全品質保証第二統括室副室長並びに原子力訓練センター所長とし、次に掲げる業務を行う。なお、発電用原子炉主任技術者及び廃止措置主任者を除く。</p> <p>a 原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。</p> <p>b 原子力防災管理者が不在のときに、別表2-7に定めるとおり、発災した号炉に応じた順位により、その職務を代行する。</p> | <p>(2) 副原子力防災管理者の職務</p> <p>副原子力防災管理者（以下「副防災管理者」という。）は、第一所長、第二所長、次長（技術）[1・2号]、次長（技術）[3・4号]、次長（防災）、次長（環境広報）、次長（事務）、次長（保全計画）[1・2号]、次長（保全計画）[3・4号]、<b>次長（廃止措置担当）、次長（新検査制度担当）、</b>次長（土木建築）、安全品質保証第一統括室長及び安全品質保証第一統括室副室長、安全品質保証第二統括室長及び安全品質保証第二統括室副室長並びに原子力訓練センター所長とし、次に掲げる業務を行う。なお、発電用原子炉主任技術者及び廃止措置主任者を除く。</p> <p>a 原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。</p> <p>b 原子力防災管理者が不在のときに、別表2-7に定めるとおり、発災した号炉に応じた順位により、その職務を代行する。</p> | <p>&lt;読替理由&gt;<br/>                 新たな職位設置を踏まえた防災体制の充実</p> |

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

| 現 行                        |                  |                  | 読み替え後                      |                     |                     | 備 考                           |
|----------------------------|------------------|------------------|----------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 別表 2-7 副原子力防災管理者の代行順位      |                  |                  | 別表 2-7 副原子力防災管理者の代行順位      |                     |                     |                               |
| 順位                         | 玄海 1, 2号機発災時※    | 玄海 3, 4号機発災時※    | 順位                         | 玄海 1, 2号機発災時※       | 玄海 3, 4号機発災時※       | <読替理由><br>新たな職位設置を踏まえた防災体制の充実 |
| 1                          | 第一所長             | 第二所長             | 1                          | 第一所長                | 第二所長                |                               |
| 2                          | 次長 (技術) [1・2号]   | 次長 (技術) [3・4号]   | 2                          | 次長 (技術) [1・2号]      | 次長 (技術) [3・4号]      |                               |
| 3                          | 次長 (保全計画) [1・2号] | 次長 (保全計画) [3・4号] | 3                          | 次長 (保全計画) [1・2号]    | 次長 (保全計画) [3・4号]    |                               |
| 4                          | 原子力訓練センター所長      | 原子力訓練センター所長      | 4                          | <u>次長 (廃止措置担当)</u>  | 原子力訓練センター所長         |                               |
| 5                          | 次長 (防災)          | 次長 (防災)          | 5                          | 原子力訓練センター所長         | 次長 (防災)             |                               |
| 6                          | 次長 (土木建築)        | 次長 (土木建築)        | 6                          | 次長 (防災)             | <u>次長 (新検査制度担当)</u> |                               |
| 7                          | 次長 (環境広報担当)      | 次長 (環境広報担当)      | 7                          | <u>次長 (新検査制度担当)</u> | 次長 (土木建築)           |                               |
| 8                          | 次長 (事務)          | 次長 (事務)          | 8                          | 次長 (土木建築)           | 次長 (環境広報担当)         |                               |
| 9                          | 安全品質保証第一統括室長     | 安全品質保証第二統括室長     | 9                          | 次長 (環境広報担当)         | 次長 (事務)             |                               |
| 10                         | 安全品質保証第一統括室副室長   | 安全品質保証第二統括室副室長   | 10                         | 次長 (事務)             | 安全品質保証第二統括室長        |                               |
|                            |                  |                  | <u>11</u>                  | 安全品質保証第一統括室長        | 安全品質保証第二統括室副室長      |                               |
|                            |                  |                  | <u>12</u>                  | 安全品質保証第一統括室副室長      | 二                   |                               |
| ※：発電用原子炉主任技術者及び廃止措置主任者を除く。 |                  |                  | ※：発電用原子炉主任技術者及び廃止措置主任者を除く。 |                     |                     |                               |